



3 第五条第三項から第五項までの規定は、前項の規定により発行する国債について、第六条の規定は、第一項の規定により銀行に出資した国債について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第四項中「第七条第一項」とあるのは、「第十条第四項」と、「基金」とあるのは、「銀行」と、第六条中「基金」とあるのは、「銀行」と読み替えるものとする。

4 政府は、第一項の規定により銀行に出資した国債につき償還の請求を受けた場合において、緊急やむをえない理由があるため又は償還財源に不足があるため当該請求に係る金額の全部又は一部の償還を行なうことができないときは、日本銀行に対し、政府が償還を行なうことでのきない金額に相当する額に限り、当該国債を銀行から買い取ることを命ずることができる。

5 第七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により日本銀行が買い取った国債について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第十条第四項」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定するものほか、第二項の規定により発行する国債（第四項の規定により日本銀行が買い取つたものを含む。次項において同じ。）に關し必要な事項は、財務大臣が定める。

7 第二項の規定により発行する国債については、特別会計に関する法律第四十二条第二項の規定は、適用しない。

（国債による銀行への拠出等）

第十条の二 政府は、第四条の規定により拠出する外國通貨又は本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができる。前項の規定により拠出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。前条第三項から第七項までの規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「出した」とあるのは、「拠出した」と読み替えるものとする。（証券による銀行への拠出等）

2 前項の規定により本邦通貨の取得等）

第十条の三 政府は、外國為替資金特別会計の負担において、基金通貨代用証券により基金の保有する本邦通貨を取得することができる。前項の規定により本邦通貨を取得した場合において、第七条第一項又は第二項（これらの規定を定め第十四項及び第十三条第七項において準用する）

3 第十一条の三 第二項の規定により本邦通貨を取得する場合においては、同号の本邦通貨に代えて、基金の保有する同項の基金通貨代用証券の額（その額が当該買取証券の額よりも多いときは、当該買取証券の額）に相当する額の当該買取証券の償還を行なわなければならぬ。第一項の規定により本邦通貨を取得するため、政府は、外國為替資金特別会計の負担において、必要な額を限度として基金通貨代用証券を発行することができる。

4 第十一条の三 第二項の規定により本邦通貨を取得する場合において、第六条及び第七条の規定は、第一項の規定による取得のため基金に引き渡した基金通貨代用証券について、それぞれ準用する。この場合において、第八条中「前三条」とあるのは、「第十条の三」と読み替えるものとする。（基金との取引等）

5 第十一条の三 第二項の規定による買入れを行なううため、政府は、外國為替資金特別会計の負担において、基金との間に次に掲げる取引を行うことができる。

一 本邦通貨による他の基金加盟国通貨又は特別引出権の基金からの買入れ

二 特別引出権による他の基金加盟国通貨の基金からの買入れ

三 他の基金加盟国通貨による特別引出権の基金からの買入れ

四 基金の保有する本邦通貨の買戻し

五 その他国際通貨基金協定に基づく取引

2 財務大臣は、前項第五号の規定により、基金に対し、国際通貨基金協定第七条第一項（一）に規定する貸付けを行つた場合には、外國為替資金特別会計の負担において、日本銀行に対し当該貸付けに係る債権を譲り渡し、及びこれを日本銀行から譲り受けることができる。

（日本銀行による基金貸付債権の譲受け等）

第十二条 日本国銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項の規定にかかる限り、前条第二項の譲渡し及び譲受けに係る取引を行うことができる。（証券による基金との取引）

第十三条 財務大臣は、第十一条第一項第一号に掲げる買入れを行なう場合においては、同号の本邦通貨に代えて、基金通貨代用証券によりこれを行なうことができる。（証券による本邦通貨の取得等）

第十一条の三 政府は、外國為替資金特別会計の負担において、基金通貨代用証券により基金の保有する本邦通貨を取得することができる。前項の規定により本邦通貨を取得した場合において、第七条第一項又は第二項（これらの規定を定め第十四項及び第十三条第七項において準用する）

2 第十一条の三 第二項の規定により本邦通貨を取得する場合においては、同号の本邦通貨に代えて、基金の保有する同項の基金通貨代用証券の額（その額が当該買取証券の額よりも多いときは、当該買取証券の額）に相当する額の当該買取証券の償還を行なわなければならぬ。第一項の規定により本邦通貨を取得するため、政府は、外國為替資金特別会計の負担において、必要な額を限度として基金通貨代用証券を発行することができる。

3 第十一条の三 第二項の規定により買入れを行なううため、政府は、外國為替資金特別会計の負担において、基金の保有する同項の基金通貨代用証券の額（その額が当該買取証券の額よりも多いときは、当該買取証券の額）に相当する額の当該買取証券の償還を行なわなければならない。

4 第十一条の三 第二項の規定により基金通貨代用証券を発行するため、政府は、外國為替資金特別会計の負担において、必要な額を限度として基金通貨代用証券を発行することができる。

5 第十一条の三 第二項の規定による買入れを行なううため、政府は、外國為替資金特別会計の負担において、基金の保有する同項の基金通貨代用証券の額（その額が当該買取証券の額よりも多いときは、当該買取証券の額）に相当する額の当該買取証券の償還を行なわなければならない。

6 第十一条の三 第二項の規定による買入れを行なううため、政府は、外國為替資金特別会計の負担において、基金の保有する同項の基金通貨代用証券の額（その額が当該買取証券の額よりも多いときは、当該買取証券の額）に相当する額の当該買取証券の償還を行なわなければならない。

7 第十一条の三 第二項の規定による買入れを行なううため、政府は、外國為替資金特別会計の負担において、基金の保有する同項の基金通貨代用証券の額（その額が当該買取証券の額よりも多いときは、当該買取証券の額）に相当する額の当該買取証券の償還を行なわなければならない。

（参加国等との特別引出権に係る取引等）

第十七条 財務大臣は、外國為替資金特別会計の負担において、国際通貨基金協定第十七条第一項に規定する参加国（同協定第二十四条第二項（a）に規定する参加終了国を含む。）又は同協定第十七条第三項に規定する保有者（以下この条において「参加国等」という。）との間に次に掲げる取引を行い、並びに日本銀行に対し特別引出権を譲り渡し、及びこれを日本銀行から譲り受けることができる。

一 参加国等への通貨の提供による特別引出権の取得

二 参加国等から通貨を取得するための特別引出権の使用

三 その他の国際通貨基金協定に基づく取引

（日本銀行による特別引出権の譲受け等）

第十八条 日本国銀行は、日本銀行法第四十三条第二項及び国際復興開発銀行協定第二条第三項（b）並びに第五条第十一項（a）及び第十二項の規定に従い、基金及び銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として日本銀行を指定する。この場合においては、日本銀行は、日本銀行法第四十三条第一項の規定にかかる限り、本銀行が前項の取引により保有することができる特別引出権の額は、財務大臣及び日本銀行の保有する特別引出権の合計額から特別引出権の純累積配分額を控除した額をこえない範囲内とする。（銀行の理事の任命）

第十九条 国際復興開発銀行協定第五条第四項の規定による銀行の理事の任命は、内閣が行う。（実施規定）

第二十条 前各条に定めるものの外、国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定の履行のため必要な事項は、政令で定める。

附 则

この法律は、公布の日から施行する。



附 則（令和五年四月一四日法律第一二  
号）  
この法律は、公布の日から施行する。  
附 則（令和六年四月一七日法律第一六  
号）  
この法律は、公布の日から施行する。